

平成 29 年 1 月 31 日

亀井病院行動計画（第 5 回）

職員が仕事と子育てを両立でき、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 2 月 1 日から平成 32 年 1 月 31 日まで

2. 内 容

目標 1 : 平成 31 年 12 月までに、全職員合計の 1 日平均時間外労働時間数を、28 時間未満とする。

<対 策>

- ・平成 29 年 4 月～ 管理職者間での会議にて、各部署の時間外労働に関する現状と削減に向けた課題の検討
- ・平成 30 年 1 月～ 時間外労働時間削減に向けた対策の検討
- ・平成 31 年 1 月～ 運用開始

目標 2 : 子どもが、保護者である職員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を平成 31 年 12 月までに実施する。

<対 策>

- ・平成 29 年 2 月～ 職員に対して意見聴取等、現状の把握と実施に向けた課題の検討
- ・平成 30 年 1 月～ 職員へ参観日実施についての周知
- ・平成 31 年 1 月～ 参観日の実施、職員へのアンケート調査、次回に向けての検討